

多角的貿易体制は生き残れるか —WTOが抱える課題と展望—

1

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）BBL（2026年10月15日）
前WTO事務局長上級補佐官 宇山智哉

WTOとは

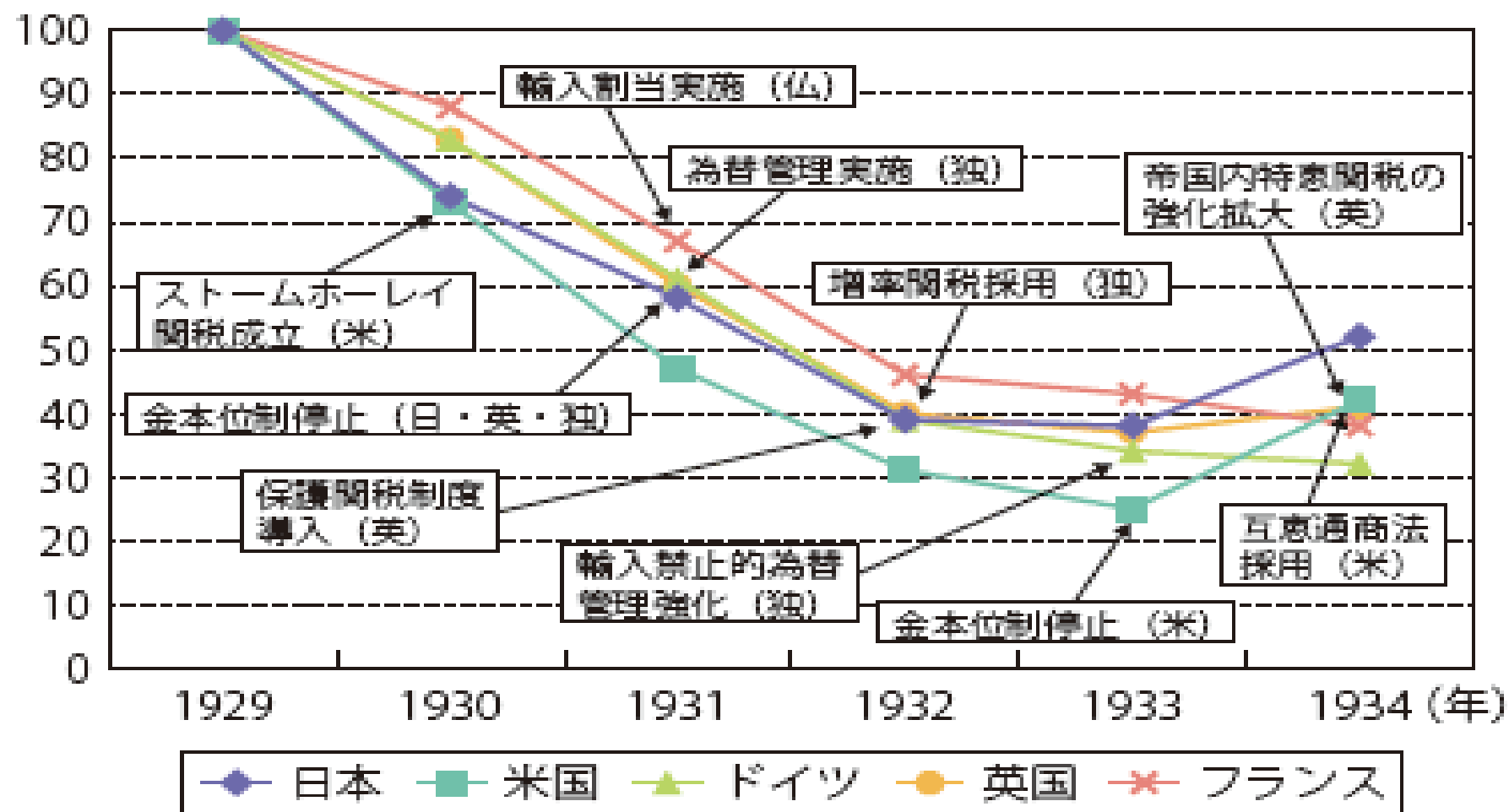
- ▶ 発効：1995年1月1日。
- ▶ 本部：スイス ジュネーブ
- ▶ メンバーの数：166
- ▶ 公用語 英語、フランス語、スペイン語
- ▶ 事務局長 ンゴジ・オコンジョ・イウェアラ（ナイジェリア出身）



多角的貿易体制の起源—世界恐慌

- 1929年10月24日の「暗黒の木曜日」に起きたウォール街の株価大暴落を契機として、世界経済は連鎖的な不況に陥っていった。
- 1930年に米国が自国農業保護のための高関税や輸入制限などを導入する「スムート・ホーレイ関税法」を成立させた。
- これを契機とし、各国は、自国産業を守るための関税引上げ、輸入数量制限や輸入割当の導入、輸出補助金の交付による輸出促進、為替制限による輸入の抑制、金本位制からの離脱による平価の切り下げなど、あらゆる保護主義的措置を打ち出した。
- こうした保護主義的措置の応酬により、世界貿易は阻害され、1932年の主要75カ国の総輸入は1929年の4割以下にまで減少した。

第Ⅱ-2-1-2図 日米英独仏の貿易額推移



資料：経済産業省「通商白書 2009 年版」から作成。

ブレトンウッズ会議

- 1944年7月米国ニューハンプシャー州のブレトンウッズ（マウント・ワシントン・ホテル）で開催。45か国が参加。
- ブロック経済の反省と新しい安定的な世界経済システムの構築
- 会議の成果
 - 金本位制の復活
 - 世界銀行IBRDの創設
 - 国際通貨基金IMFの創設
 - 新しい貿易ルールの制定（1948年にGATTが発効）

GATT 1947

- 第二次世界大戦の要因の一つが世界を分断したブロック経済体制であったという反省から、戦後の経済秩序は開かれたルールに基づくものに。こうして1947年に「関税と貿易に関する一般協定」（GATT）が署名された。1948年に発効。
- 基本原則：
 - 最恵国待遇（MFN, Most Favored Nation Treatment）
 - 内国民待遇（NT, National Treatment）
 - 数量制限の禁止
 - 関税は譲許。その後、引き下げ交渉。
- 例外：S & DT、FTA、waiver、一般例外、安全保障例外など
- 日本は原加盟国になれず、1952年にサンフランシスコ平和条約が発効して、加盟交渉。あまり間をおかず1955年に加盟。

GATTラウンド交渉とWTO設立

- GATTラウンド交渉：GATT体制のもと、何度か多国間の交渉が行われ、その度に関税削減を含む貿易自由化やルールづくりが行われた。これは通常「ラウンド」と呼ばれる。
- 1947年 GATT策定。翌年発効
- 1948年から、ジュネーブ、アヌシー等で5回のラウンド交渉。
- 1955年 日本のGATT加入議定書発効（9月10日）：今年は加盟70周年。
- 1964年 ケネディ・ラウンド（鉱工業分野で平均35%、農業分野で平均22%の関税引き下げ）
- 1973年 東京ラウンド（政府調達、補助金やダンピング防止税など新たなルールを定める協定（東京ラウンドコード）が成立。）
- 1986年 ウルグアイ・ラウンド（農業、繊維、サービス、知的財産権、紛争処理など分野で成果。国際機関としてのWTOの成立。）
- 1995年 WTO協定発効

世界貿易の進展

- WTOは安定的で予測可能な政策環境を提供し、世界貿易の拡大に不可欠な役割を果たしている。
 - 1995年以降の30年間、物品貿易は金額ベース（米ドル建て）で5倍超に増加、年平均成長率は5.6%。
 - 2005年から2025年の20年間、サービス貿易は金額ベースでは263%増加し、約3.6倍に。
 - この間のサービス貿易の金額ベース（米ドル建て）の年平均成長率は6.7%。
- 注: 商品貿易（merchandise trade）は、輸出額と輸入額の平均値を指す。サービス貿易については、輸出に関するデータの方が輸入よりも信頼性が高く、また数量ベースのデータが利用可能なのはサービス輸出のみであるため、ここではサービス輸出を対象としている。サービス貿易については、比較可能なデータが2005年以降しか利用できないことに留意願いたい。

World merchandise trade volume and value, 1995-2025

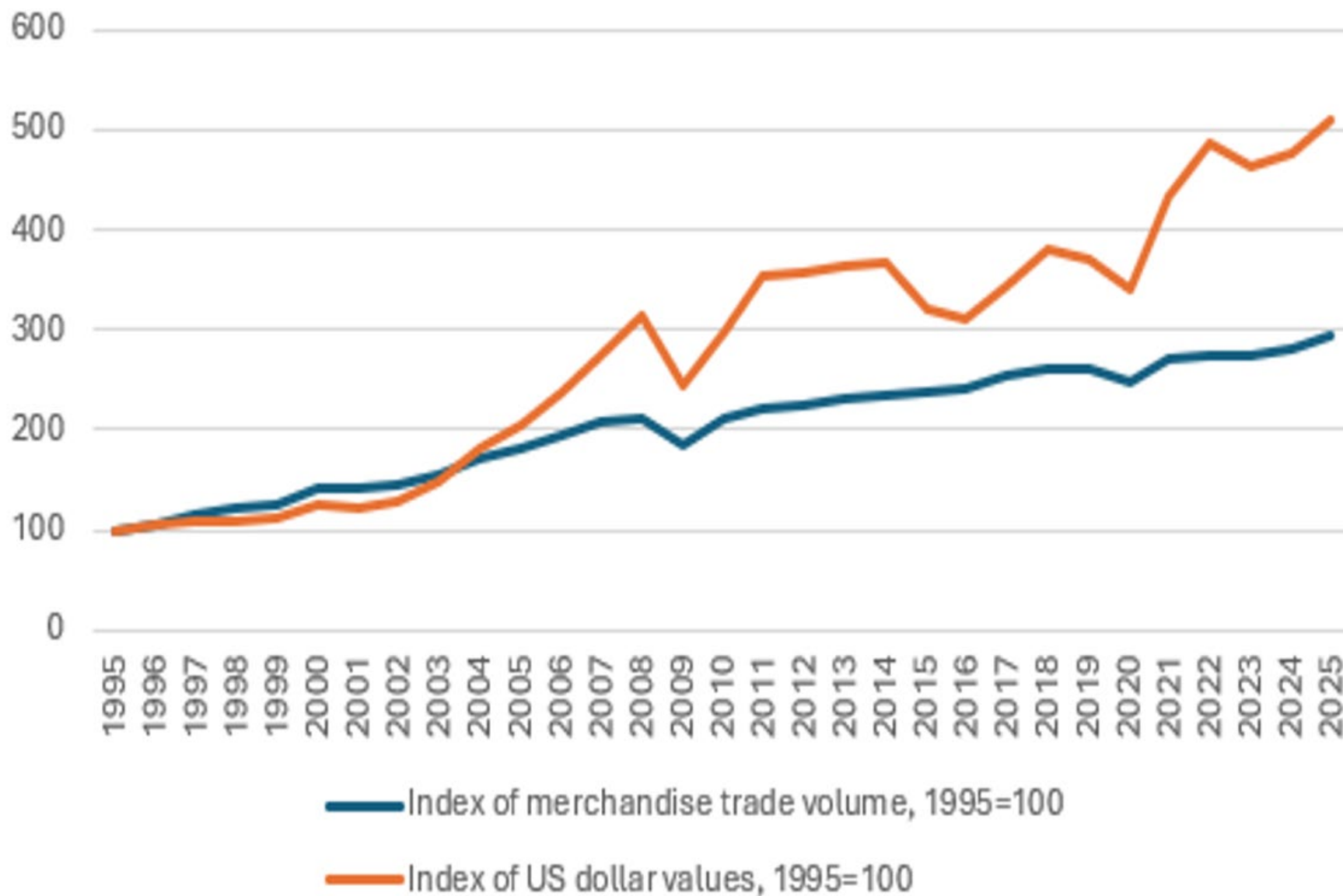
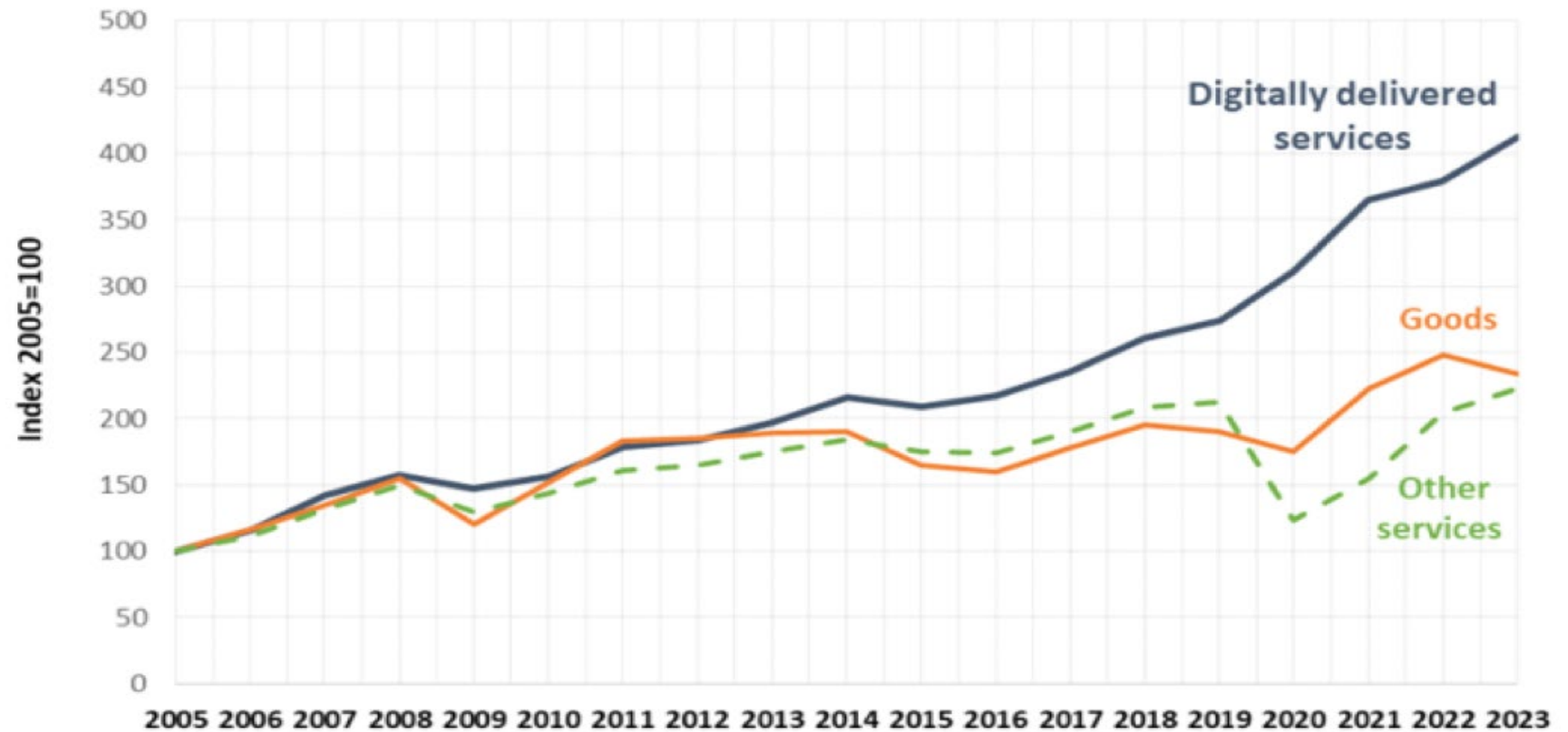


Figure 4. Global exports of digitally delivered services, 2005 – 2023

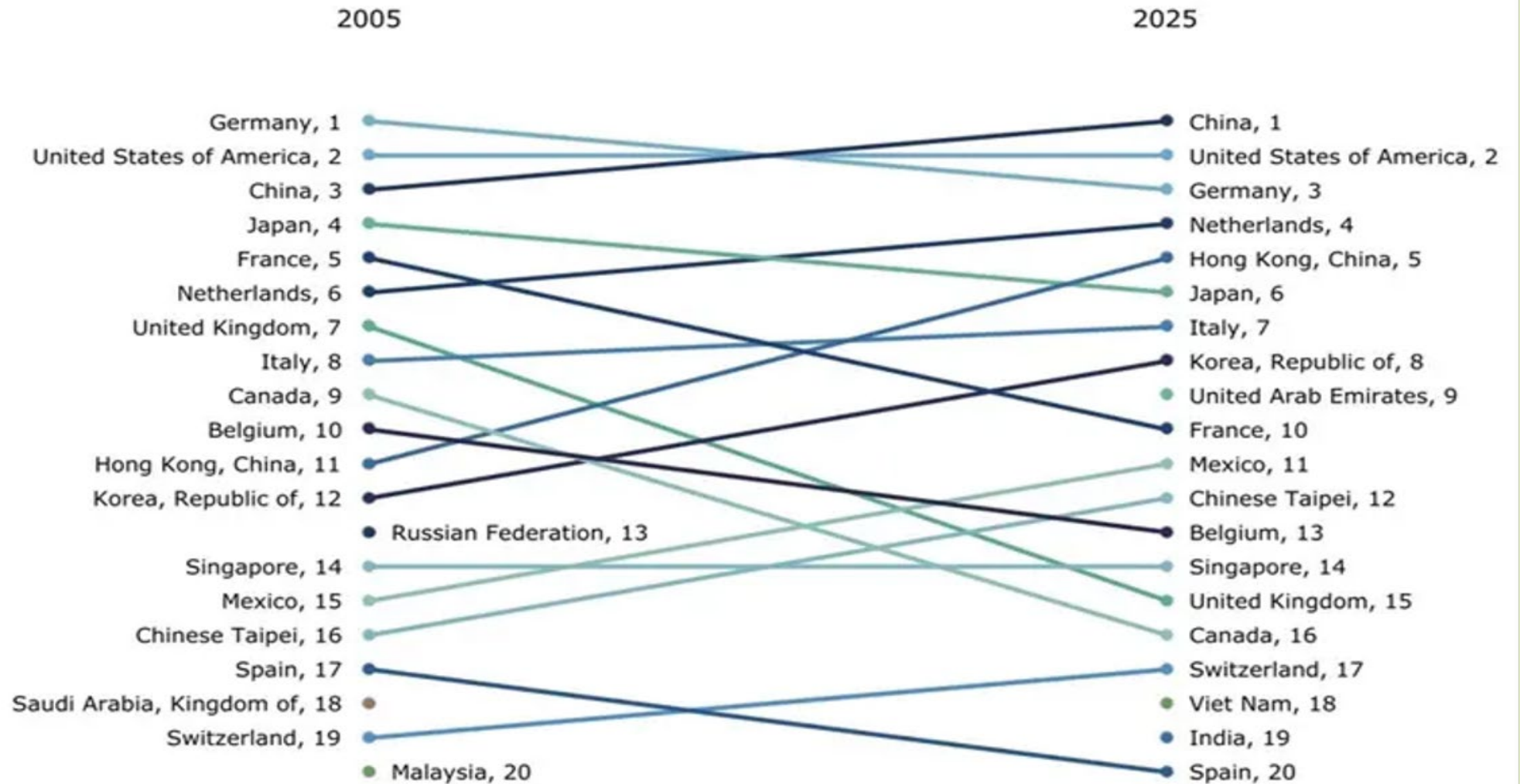


Source: WTO estimates.

Chart 4

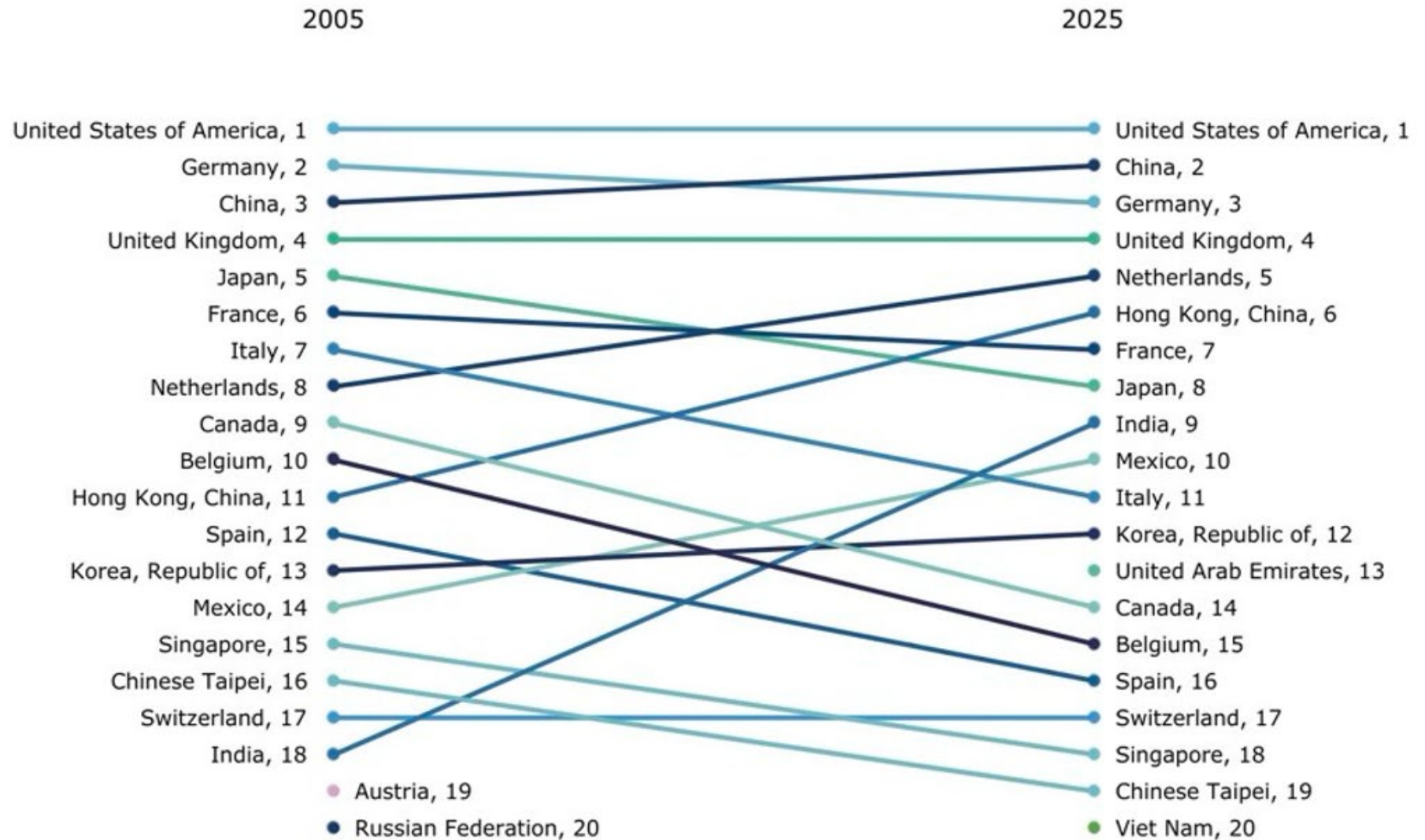
Top 20 rankings in world merchandise trade

Exports 2005 vs 2025



Top 20 rankings in world merchandise trade

Imports 2005 vs 2025



最近の貿易動向

(10月8日のGlobal Trade Outlook により更新)

- 2025年の世界商品貿易量は前年比4.6%増となり、2024年10月時点のWTO予測（2.4%増）を大きく上回った。これは、関税引上げ前の輸入前倒しや、各国による報復措置が限定的だったことに加え、AI関連商品の需要拡大が貿易を押し上げたためである。
- WTOは、2026年の世界商品貿易量を前年比~~1.9~~3.9%増、2027年を~~2.6~~4.1%増と予測している。
- サービス貿易については、2025年に5.3%増となった後、2026年は~~4.8~~3.3%増、2027年は~~5.1~~6.4%増と見込んでいる。
- 一方、中東情勢の悪化による高エネルギー価格が継続した場合、商品貿易の伸びは0.5ポイント、サービス貿易の伸びは0.7ポイント押し下げられる可能性がある。→中東情勢の影響を上回るAI関連のモノの貿易の増大（年率6-7%増、貿易の増分の4-7%）。ただし、サービスは運輸サービスが悪影響を受けたため、下方修正。

WTOに対する懸念

14

- 世界の**地政学的対立**が激化し、重要な物資や製品が特定の国や地域に過度に依存することからくる懸念もある中で、これまでのようなWTOに基づく自由貿易一辺倒ではなく、安全保障の観点から重要な物資や製品を自国での生産を確保したり、近隣国や友好国との協力を進めることも必要なのではないか。
- 以下のごとく、**WTOは機能不全**に陥っているのではないか。
 - A) 自国優先主義から、MFNや譲許税率と相いれない関税の導入が行われている。
 - B) WTOの紛争解決手続きが停止している。
 - C) WTOはコンセンサスがネックになって、デジタルやAIなど、時代に即した新たなルールを作れていない。

地政学的対立にどう対処するか。 分断か、再グローバル化か。

- 第二次大戦に導いたブロック経済による世界の分断の反省から、相互依存を前提とした戦後の経済システムが確立。しかし、最近のコロナパンデミックや地政学的な対立、反グローバル化の潮流から、システムは危機に瀕している。
- 他方で実際の世界貿易は引き続き拡大を続けている。グローバル化を支えるシステムを破壊しようとする動きがある一方で、人々やビジネスはシステムをこれまで以上に必要としている。

“Why the World Still Needs Trade” (Foreign Affairs, Ngozi Okonjo-Iweala, July/August 2023)

地政学的対立にどう対処するか。 分断か、再グローバル化か。（つづき）

- 一部のセクターでは、リショアリングやニアショアリングが避けられないように見える。しかし、こうした措置を他の分野に拡大すれば、莫大な経済的コストを伴う可能性あり。
- WTOの研究者の分析では、世界が2つの経済ブロックに分断された場合、世界の長期的な実質所得は少なくとも5%失われる。
- 根本的な問題は相互依存ではなく、極めて重要な物品を特定の国や地域に過度に依存していること。
- より深く、集中を避け、より分散化された世界のサプライチェーンの構築（再グローバル化）は、「過度な依存を回避した相互依存」に向けた道筋を提示している。

“Why the World Still Needs Trade” (Foreign Affairs, Ngozi Okonjo-Iweala, July/August 2023)

WTOは機能不全？

17

- ➡ WTOは多くの課題を抱えているが、すべてが機能不全に陥っているわけではない。
- ➡ **世界のモノの貿易の72%は引き続きMFNに従って行われている。**
- ➡ WTOには関税以外にも、TBT（各国の安全基準等が貿易の障壁にならないようにするルール）、知的所有権、サービス貿易など多くのルールが実際の貿易/ビジネスを支えている。
- ➡ ドーハラウンドのような大きなディールを目指す交渉は事実上困難となったが、WTOが発足して、個別の課題やセクターでルール形成が進展している。
- ➡ 例：IT製品の関税撤廃（2度の合意）、医薬品関税撤廃（4度の合意）、税関手続きの改善（貿易円滑化）、不正な漁業補助金の撤廃、金融サービスの自由化、電気通信の自由化、サービスの規制の手続きの改善

多くの国がWTOに加盟 --WTO設立以降の新規加盟（36）--

パプアニューギニア、モンゴル、キルギス、ラトビア、
エストニア、クロアチア、ジョージア（旧グルジア）、
オマーン、ヨルダン、アルバニア、リトアニア、中国、
チャイニーズタイペイ、モルドバ、アルメニア、
北マケドニア、ネパール、カンボジア、サウジアラビア、
ベトナム、トンガ、ウクライナ、カーボベルデ、
モンテネグロ、サモア、ロシア、バヌアツ、ラオス、
タジキスタン、イエメン、セーシェル、カザフスタン、
リベリア、アフガニスタン、東ティモール、コモロ

◆今現在22カ国が加盟交渉中。新たな加盟申請も。

WTOの紛争解決手続きは機能不全？

- ウルグアイラウンドの成果：紛争解決手続きが大幅に強化。
 - パネル・上級委員会の二審制
 - 報告書はほぼ自動的に採択される（ネガティブ・コンセンサス方式）
- 現状の問題
 - 上級委員会に不満を持つ米国が、上級委員会のメンバー任命を拒否。
 - 上級委員会は2019年12月から機能していない。
 - パネル報告書を受け入れず、上訴した場合、空上訴になる。
- 紛争解決機能の回復について加盟国で話し合いが行われている。
- 現状においてもWTOの紛争は完全ではないが活発に活用されている

WTOの紛争解決手続きは機能不全？

- 2019年12月より55の紛争がWTOに持ち込まれている。
- 30の紛争でパネル報告書が上訴されたが（空上訴）、45の紛争は終結を見た。
 - 1) 16の紛争はパネル報告書が採択された。
 - 2) 29つの紛争は当事者の話し合い等で解決。
- 上級委員会に代わる仲裁の仕組み（MPIA等）（61メンバーがMPIAに参加。実際3つのケースで仲裁による解決）

WTO改革

2026年7月：WTO改革の議論開始。

1) 根本的原則

2) 意思決定

3) 開発

4) 公平な条件 (Level Playing Field)

WTOにおけるこれまでのプಲ್ಲಿ交渉

- モノの貿易（成果はGATTの譲許表に添付）
 - ITA1、ITA2
 - 医薬品関税合意（4回）
- サービス貿易（成果はGATS約束表に添付。ルールも追加的約束として添付。）
 - 金融合意
 - 基本的電気通信合意
- これらの結果はMFNで非参加メンバーにも均てん。

JSI (Joint Statement Initiative)

- ブエノスアイレスのMC 1 1 (2017年) からスタート。実際に交渉したのは、サービス国内規制、投資円滑化協定、電子商取引の3つ。
- サービス国内規制
 - 元々GATS第6条4項を元に交渉するも、これまで成果が出ず。
 - プルリ交渉で2021年に合意。認証プロセスでインドと南アがブロック。
 - これを乗り越えて、認証プロセスを終え、GATS約束表に編入し、発効。
 - 72メンバー・加盟国が参加。うち57メンバーについて発効。加えて6メンバーが認証プロセス終了。

JSI 続き

■ 投資円滑化協定 (IFDA)

- スコープに市場アクセス、投資保護、ISDS を含まず)
- チリと韓国が共同議長。参加メンバーは131,うち 94 が途上国, 29 が LDC。
- ほとんどのWTOメンバーが 附属書 4 の編入を支持。
- プルリ協定を編入前に実施に移すか議論が始まっている。

■ JSI 電子商取引協定 (ECA)

- 日本、豪州、星が共同議長
- MC14 で 67 メンバーが暫定実施を含むテキストを採択、国内手続きへ。45メンバーで発効する規定。
- DG が寄託者、WTO 事務局のサービス提供。

日本の役割は大きい

- オコンジョ事務局長は本年5月に日本を訪問し、高市総理、茂木外務大臣、赤沢経済産業大臣、経団連筒井会長等と意見交換。
- 昨年訪日した際には、石破総理（当時）と会談し、国際的な不確実性が高まる中、WTOを中核とする多角的貿易体制の価値と安定性、改革の必要性を再確認する共同プレス発表を発出。
- 経団連の筒井会長が昨年WTO本部を訪れ、WTO改革案を提案。
- 日本政府もWTO改革案を提案。また、日本の永井WTO大使はWTO改革の意思決定に関するファシリテーターに就任。
- これまで、多角的貿易体制に貢献し、恩恵を受けてきた日本の取り組みが期待される。